

第7期白子町障がい福祉計画

第3期白子町障がい児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月

白子町

はじめに



障がい者福祉を取り巻く状況は、障がいの種類や範囲の増加・拡大に伴い、障がい福祉サービスへのニーズもまた多様化・増加しています。また、超高齢社会の到来によって顕著となってきている「親亡き後」問題など、新たな課題への対応や複合的な支援体制の構築などにも必要になっていきます。

本町では、障がいのある人もない人も、だれもが住みなれた地域や家庭でその能力や適性に応じ、共に生活できる社会を目指し、令和3年度に「第4期白子町障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期白子町障がい児福祉計画」を策定し、従来の計画の進捗状況を振り返りつつ、『障がいのある人の自立と社会参加』を実現するため、障がい福祉サービス及び相談支援体制の整備、保健・医療・保育・教育の充実や就労支援等、福祉のまちづくりなど多岐にわたる施策の推進に努めてまいりました。

このたび、「第6期白子町障がい福祉計画・第2期白子町障がい児福祉計画」が令和5年度で計画終了を迎えることから、国の基本指針に基づいて、白子町におけるさらなる障がい者福祉のまちづくりを推進するため、「第7期白子町障がい福祉計画・第3期白子町障がい児福祉計画」を策定いたしました。

計画目標を実現していくためには、自助・共助・公助のバランスや財源の確保を図りつつ、行政はもちろん、サービス提供者となる社会福祉法人やNPO法人、あるいは障がいのある人等、さらに長生圏域の各市町村と連携を図りながら施策を推進してまいります。

今後は、本計画に基づき、障がい者施策の充実・推進を図り、障がいのある方々が安心して快適に暮らしていける町づくりに取り組んでまいりたいと思いますので、町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、計画策定にあたり貴重なご意見やご指導をいただきました白子町障がい者計画及び障がい福祉計画策定委員の皆様をはじめ関係各位に対し、心からお礼申し上げます。

令和6年3月

白子町長 石井和芳

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景・趣旨.....	1
第2節 障がいのある方を取り巻く制度の動向.....	2
第3節 計画策定にあたって踏えるべき事項.....	4
第4節 計画の位置づけ.....	7
第5節 計画の対象.....	8
第6節 計画の期間.....	8
第2章 障がいのある方を取り巻く状況.....	9
第1節 白子町の人口推移.....	9
第2節 白子町の障がいのある人の現状.....	10
第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	13
第1節 基本的な考え方.....	13
第2節 令和8年度までに達成すべき目標値の設定.....	13
第4章 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策.....	21
障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の体系.....	21
第1節 障がい福祉サービス.....	23
第2節 地域生活支援事業.....	29
第3節 障がい児福祉サービス.....	36
第5章 計画の推進.....	38
資料編.....	39
資料(障害者基本計画等策定にあつたての意見).....	39
白子町障害者計画及び白子町障害福祉計画策定委員名簿.....	40
障がいに関する用語集.....	41

＊ 本計画において、『障害』については、『障がい』と統一します。ただし、法律に基づく名称や制度名、施設名等の固有名詞については変更せずに、『障害』と表記致します。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨

本町における障がい者福祉の取り組みは、平成12年に第1期「白子町障がい者計画」、平成21年に第2期「白子町障がい者計画」、平成27年に第3期「白子町障がい者計画」、令和3年度に第4期「白子町障がい者計画」を策定し、障がい者施策の展開を図ってきました。

また、障害者自立支援法の成立を受けて、平成18年度を初年度とした3カ年を1期とする白子町障がい福祉計画（1期～6期）を策定、児童福祉法の改正により平成30年度を初年度とした3カ年を1期とする白子町障がい児福祉計画（1期・2期）を策定し、障がいのある人の自立支援の推進を図ってきました。

このたび、令和3年度に策定した「第6期白子町障がい福祉計画・第2期白子町障がい児福祉計画」が令和5年度で計画終了を迎えるため、国の基本指針に基づいて新たな障害者のニーズや障害者を取り巻く環境変化を受け止め、実態に即した見直しを図るとともに、引き続き障害のあるなしにかかわらず、誰もが互いに尊重し、自分らしく安心して暮らすことができるよう、障害者施策の基本的な方向性、具体的な取組、方策、支援サービスの内容等を示す令和6年度からの新たな「第7期白子町障がい福祉計画・第3期白子町障がい児福祉計画」を策定するものです。



第2節 障がいのある方を取り巻く制度の動向

我が国においては、障害者自立支援法（平成 18 年）の施行から、障害者福祉の拡充のための様々な制度改正や環境整備等が進められてきました。平成 26 年には障害者権利条約が批准され、その後、障がいのある方に関する法律や制度は目まぐるしく変化しています。

障がい者施策の推進に当たっては、本町に居住する障がいのある方が住み慣れた地域で生きがいを持って自分らしい生活を送ることができるよう、こうした制度の変更や社会情勢の変化に対応しつつ、関係する団体や事業所などとの連携を図っていく必要があります。

(1) 関連法等に係る年表

時 期	項 目	備 考
平成 5 年	障害者基本法施行 (心身障害者対策基本法から移行)	身近な市町村を実施主体として在宅福祉サービスを拡充し、自立と社会参加を進める方向
平成 7 年	精神衛生法が精神保健福祉法に移行	精神障がい者を障がい者と位置付け、医療・保健だけでなく福祉サービスの対象に
平成 12 年	社会福祉事業法が社会福祉法に移行	「措置」(行政処分)から「契約」への移行・自立支援を目指す福祉を規定
平成 17 年	発達障害者支援法施行	発達障がいを初めて定義し、支援の対象に
平成 18 年	障害者自立支援法施行	3障害共通、就労支援の強化、地域生活への移行促進を目指し、国がサービスを義務的給付化
平成 19 年	障害者権利条約に日本署名	署名以降「合理的配慮」基準を満たすための法制度整備が進む
平成 24 年	障害児支援の強化	就学前の児童発達支援、就学後の放課後等デイサービスにサービスを再編
	障害者虐待防止法施行	市町村障がい者虐待防止センターの設置義務化 等
平成 25 年	障害者自立支援法が障害者総合支援法に移行	制度・サービスはほぼ踏襲するも、共生社会の実現を強調

時 期	項 目	備 考
平成 25 年	障害者優先調達推進法施行	障がい者就労施設等が供給する物品等の需要促進、受注機会確保を図る
平成 26 年	障害者権利条約を日本が批准	障害者差別解消法等の関連法を整備
平成 28 年	障害者差別解消法施行	「合理的配慮」の不提供の禁止が法定（公共機関は義務、民間は努力義務）
	改正障害者雇用促進法施行	障がい者に対する差別禁止、合理的配慮の提供義務を規定
	成年後見制度利用促進法施行	成年後見制度の利用促進を図る
	改正障害者総合支援法・改正児童福祉法施行	障がい児福祉計画など障害児支援の一層の強化を目指す
	改正発達障害者支援法施行	発達障がい者への一層の支援強化を目指す
平成 30 年	改正障害者総合支援法施行	「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用の促進
	改正児童福祉法施行	障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充
	改正社会福祉法施行	生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
	改正障害者雇用促進法施行	法定雇用率の算定基礎の見直し
令和元年	改正社会福祉法施行	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る
令和 3 年	改正社会福祉法施行	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制構築の支援
	医療的ケア児支援法施行	医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
令和 4 年	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行	障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進

時 期	項 目	備 考
令和 6 年	改正障害者総合支援法施行	共同生活援助（グループホーム）の支援内容を法律上で明確化 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の整備を努力義務化
	改正障害者雇用促進法施行	「就労選択支援」を創設
	改正難病法施行	難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
令和 6 年	改正精神保健福祉法施行	「入院者訪問支援事業」を創設
	改正障害者差別解消法施行	民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務となり、国と自治体が連携協力する責務が新設
	改正児童福祉法施行	要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化

第3節 計画策定にあたって踏えるべき事項

本計画は、国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）を踏まえ策定します。第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に向けた新たな基本指針について、主な見直し事項は以下の通りです。

■基本指針見直しの主な事項（一部抜粋）

① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援など、地域のニーズの対応
- ・強度行動障がいを有する障がい者等への支援体制の充実
- ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備
推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- ・都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- ・就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障がい児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定
- ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定
- ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

⑤ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレント・トレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレント・トレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

⑥ 地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

⑦ 障害者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

⑧ 地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

⑨ 障害福祉サービスの質の確保

- ・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

⑩ 障害福祉人材の確保・定着

- ・ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭ その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

第4節 計画の位置づけ

本町では、「障害者基本法」に基づいて、障がい者のための施策の基本的な理念や施策の方向性を示す障がい者計画の計画期間を6カ年として策定しています。

そして、その6カ年を前期と後期に分け、3カ年計画として「障害者総合支援法」に基づいて障がい福祉計画を定めています。また、「児童福祉法」に基づき障がい児福祉サービスなどの見込量についても一体のものとして策定しています。

■計画の位置づけ

障がい者計画

【法的根拠】 障害者基本法第11条第3項

【位置づけ】 障がい者の状況などを踏まえ障がい者施策の方向性を示す総合的な計画

障がい福祉計画

【法的根拠】 障害者総合支援法第88条第1項

【位置づけ】 障がい福祉サービス、相談支援、計画相談支援及び地域生活支援事業の実施に係る目標や必要量を定める計画

障がい児福祉計画

【法的根拠】 児童福祉法第33条の20第1項

【位置づけ】 障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保
その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に係る目標や必要量を定める計画

第5節 計画の対象

本計画は、障害者基本法第2条に規定されている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」や、難病（特定疾患）のために、日常生活や社会生活において様々なハンディキャップがある人を対象とします。また、障害者総合支援法第4条に基づき、町内に在住の身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人および障がいのある児童（18歳未満）を対象とします。

第6節 計画の期間

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の期間は、国の指針により、令和6年度から令和8年度までの3カ年とします。

なお、将来における社会経済の変動等に柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
白子町第4期障がい者計画					
白子町第6期障がい福祉計画 白子町第2期障がい児福祉計画			白子町第7期障がい福祉計画 白子町第3期障がい児福祉計画		
県・第七次千葉県障害者計画			県・第八次千葉県障害者計画		
国・第4次障害者基本計画 (平成30～令和4年度)		国・第5次障害者基本計画 (令和5～令和9年度)			

第2章 障がいのある人を取り巻く状況

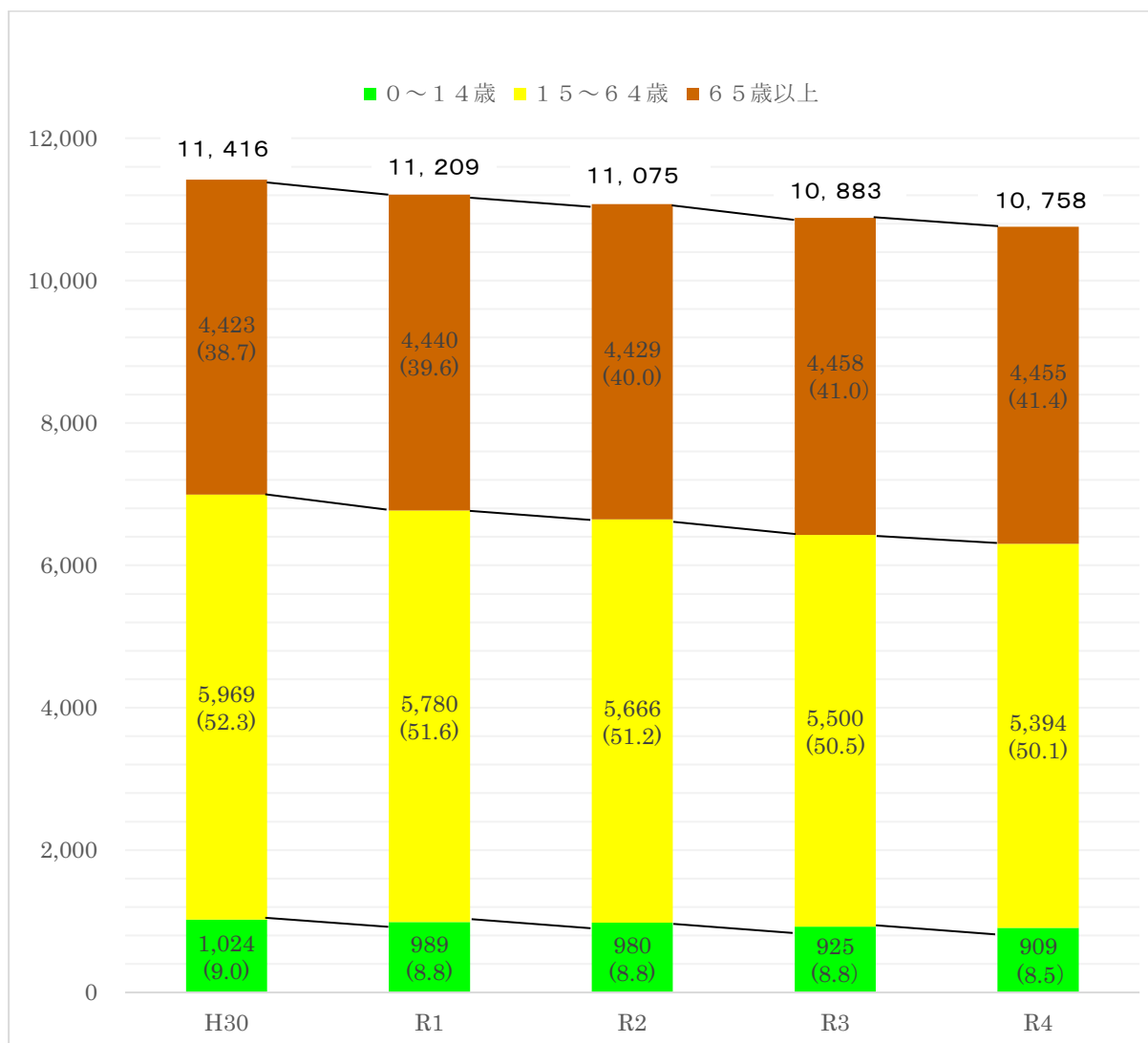
第1節 白子町の人口推移

総人口は、平成7年ごろをピークに減少傾向に転じていますが、高齢者人口は一貫して増加しつづけ、令和4年には65歳以上の人口は4,455人、高齢化率が41.4%となっています。

全国と比較しても高い高齢化率となっており、早いペースで少子高齢化が進んでいる地域といえます。

■人口（構成比）の推移（各年10月1日現在）

【資料：住民基本台帳】

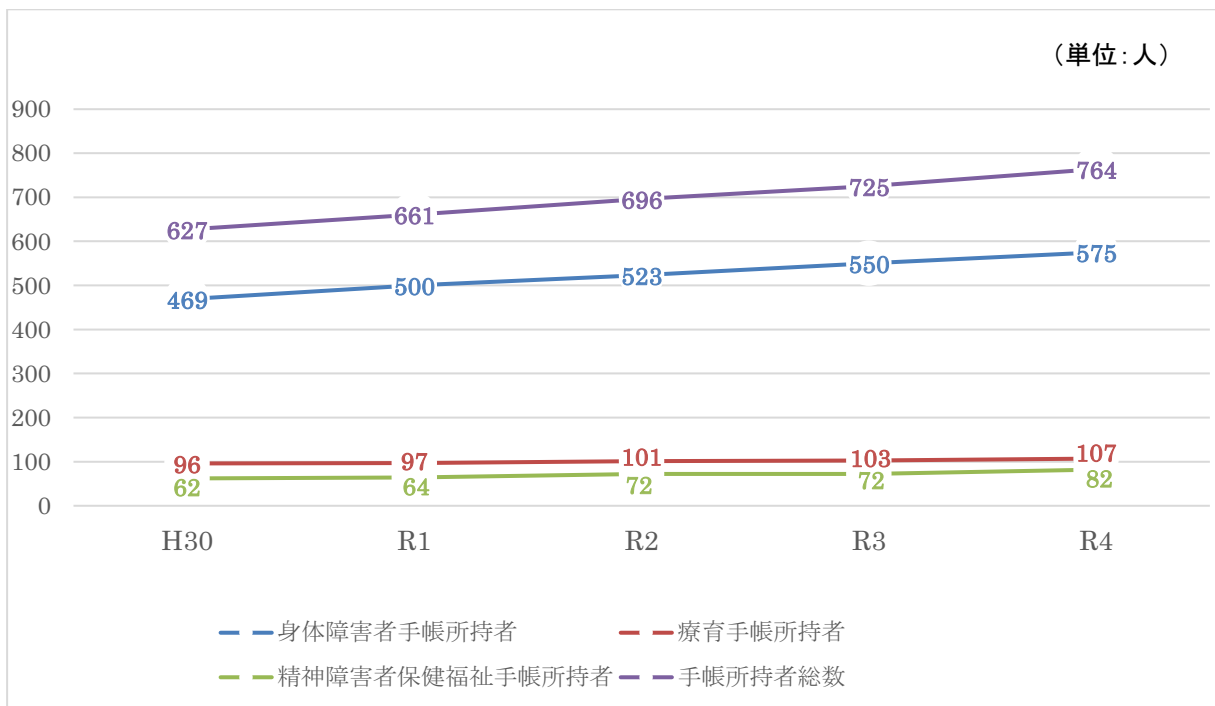


第2節 白子町の障がいのある人の現状

障がいのある人の状況

令和4年4月1日現在における町の障害者手帳所持者数は764人で、人口に対する割合は、身体障害者手帳所持者が5.3%、療育手帳所持者が1.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者が0.8%となっています。

■障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）



【資料:健康福祉課】

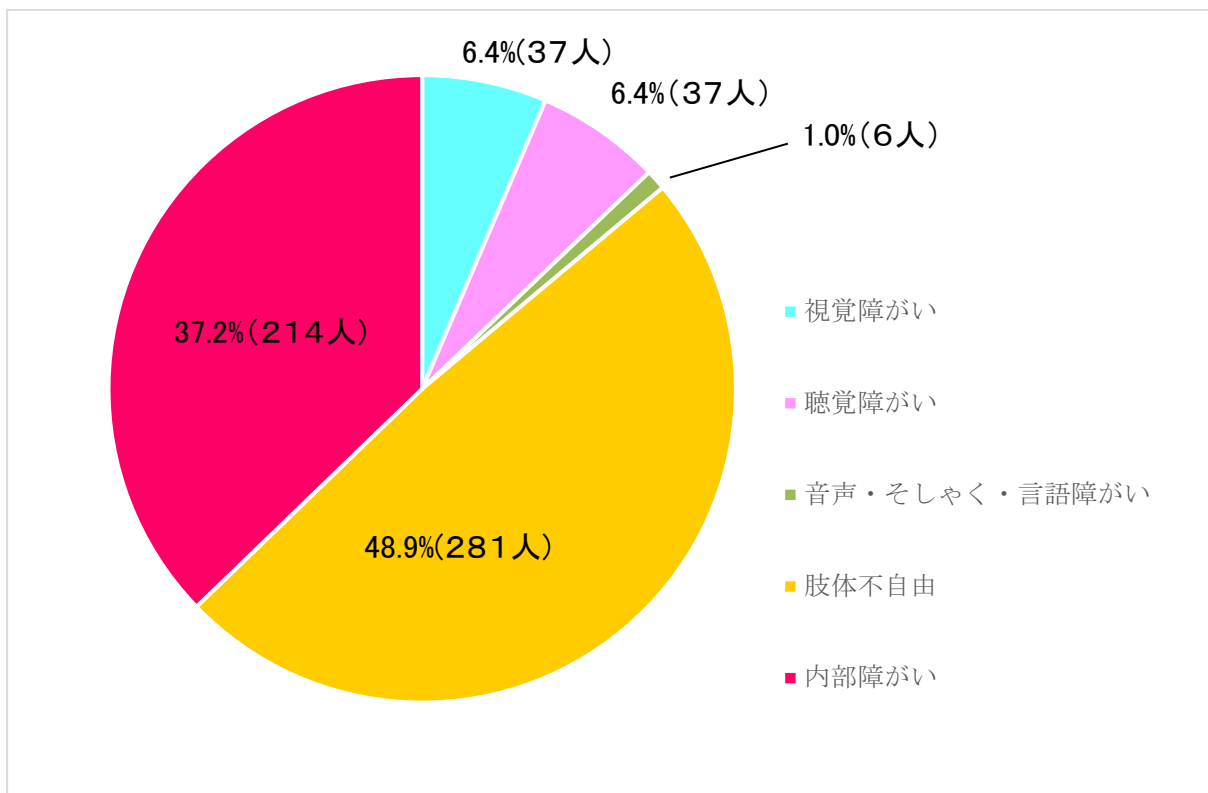
■障害者手帳所持者の等級別の内訳（令和4年4月1日現在）

(単位:人)

身体障害者手帳所持者		療育手帳所持者		精神障害者保健福祉手帳所持者	
1級	203	㊤(最重度)	12	1級	12
2級	82	A(重度)	22	2級	52
3級	92	Bの1(中度)	33	3級	18
4級	148	Bの2(軽度)	40		
5級	21				
6級	29				
合計	575	合計	107	合計	82

【資料:健康福祉課】

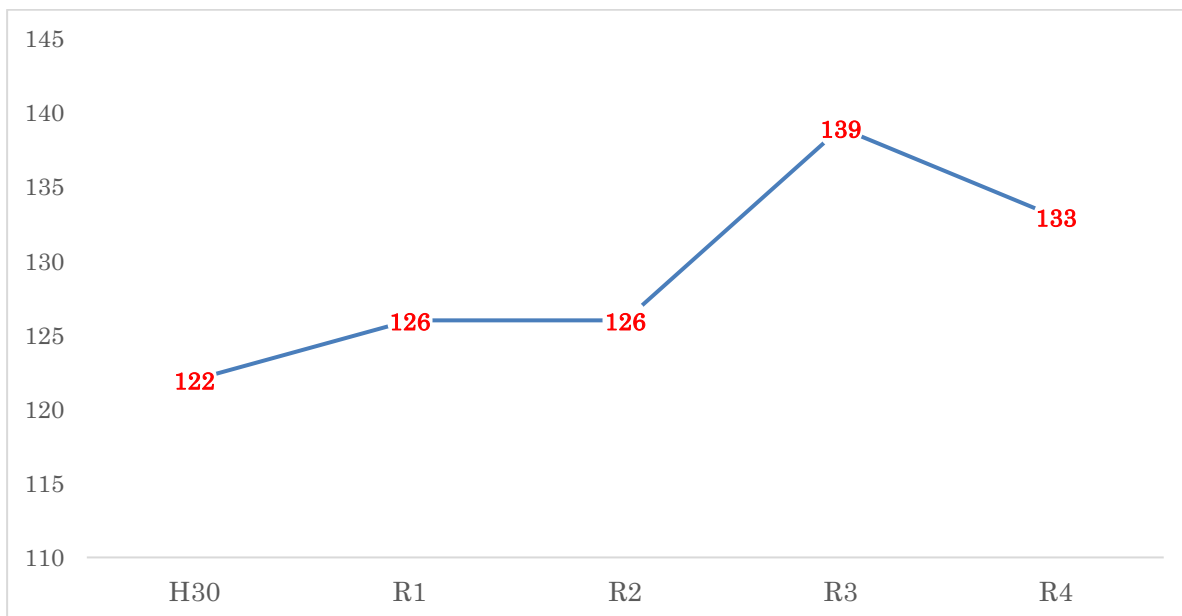
■ 身体障がい者の障がい別内訳 (令和 4 年 4 月 1 日現在)



【資料:健康福祉課】

■ 自立支援医療費 (精神通院) 受給者数 (各年4月1日現在)

(単位:人)



【資料:健康福祉課】

■ 18歳未満の障がい児の年齢層別の内訳(令和4年4月1日現在) (単位:人)

年齢 種別	0~5歳	6~14歳	15~17歳	合計
身体障がい児	2	3	1	6
知的障がい児	2	6	8	16

【資料:健康福祉課】

(注) 身体障害者手帳もしくは療育手帳の所持者数

(注) 両手帳を所持する児童は、身体障がい児及び知的障がい児のいずれの人数にも計上しています。



第3章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1節 基本的な考え方

障がいのある人の自立支援に向け、「地域生活への移行」や「就労支援」、「障害児支援」といった課題に対応するため、令和8年度を目標年度として、必要な障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保について、国の基本指針や県の基本的な考え方を踏まえ、それぞれの数値目標を設定します。

また、数値目標の設定に当たっては、これまでの取組を更に推進するものとなるよう第6期白子町障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の実績及び地域の実情を踏まえるとともに、第4期白子町障がい者計画と調和が保たれたものとして設定します。

第2節 令和8年度までに達成すべき目標値の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 目標の設定

障がいのある方の地域生活への移行を進める観点から、施設入所者のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する方の数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の目標を設定します。

【国の基本指針(成果目標に関する事項の具体的な内容)】

- ◆ 令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ◆ 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。

■ 成果目標

項目	目標値	考え方
① 令和8年度末までの地域生活移行者数	1人 (7.1%)	国の基本指針に定める目標(令和4年度末の施設入所者数(14人)×6%)を基本として設定
② 令和8年度末までの施設入所者削減数	1人	国の基本指針に定める目標(令和4年度末の施設入所者数(14人)×5%)を基本として設定

② 達成に向けた取組

地域生活への移行の推進を図るためには、自立訓練等の利用や地域生活での住まいの場として、グループホーム等の確保が重要となってきます。

そのため、県と連携して、自立訓練、グループホーム等の質・量の充実を図るとともに、施設入所者が円滑に地域に移行できるよう、相談支援提供体制の整備を図ります。

また、施設入所者については、地域生活への移行等による退所が見込まれる一方で、家庭の状況や障害の程度などにより支援を必要とする方もいるため、全ての施設入所者の地域生活移行に関する意向について適切に意思決定支援を行いつつ、施設入所者が地域生活に移行する上で必要な支援等について、関係機関と連携して検討していきます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

① 目標の設定

精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数及び1年以上の長期入院患者数、早期退院率については、都道府県が数値を設定することから、本町では数値設定を行いませんが、保健・医療・福祉関係の協議の場で協議を重ね、退院後の地域生活を継続して支える相談・見守り体制の整備を図ります。

【国の基本指針(成果目標に関する事項の具体的な内容)】

- ◆ 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
- ◆ 令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上の1年以上の入院患者数及び令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上の長期入院患者数)の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。
- ◆ 精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については68.9%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。

■ 成果目標

項目	目標値	考え方
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	12回	1年あたりの開催回数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	18人	1回あたりの参加者数
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の回数	1回	1年あたりの評価回数

② 達成に向けた取組

保健・医療・福祉関係の協議の場での協議を重ね、精神障がいのある方が安心して地域で生活を継続できるよう、相談・見守り体制の整備を図ります。

(3) 地域生活支援の充実

① 目標の設定

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

【国の基本指針(成果目標に関する事項の具体的な内容)】

- ◆ 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ◆ 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。**【新規】**

■ 成果目標

項目	目標値	考え方
① 地域生活支援拠点等の設置	1か所	地域生活支援拠点等を圏域に、1か所以上整備することについて検討する。
② 効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	実施	コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築について検討する。
③ 地域生活支援拠点の運営状況の検証及び検討	実施	年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討するための会議を開催する。
④ 強度行動障がい者を有する障がいのある人の状況や支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する検討 【新規】	実施	強度行動障がい者を有する方に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備に向けて検討を進める。

② 達成に向けた取組

地域生活支援拠点等を令和8年度末までに1か所確保し、機能充実のため、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを目標とします。

また、令和8年度末までに、強度行動障がい者を有する方に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携し、支援体制の整備に努めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 目標の設定

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。

また、一般就労への定着を図るため、就労定着支援事業の利用者及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

【国の基本指針(成果目標に関する事項の具体的な内容)】

- ◆ 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- ◆ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。**【新規】**
- ◆ 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- ◆ 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率(※)が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。また、都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基本とする。**【新規】**

※ 就労定着実績体制加算:前年度末から過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合が7割以上であることを要件としている。

■ 成果目標

項目		目標値	考え方
① 一般就労移行者数		3人	令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上(令和3年度実績0人)
内 訳	就労移行支援事業	1人	令和3年度移行実績の1.31倍以上(令和3年度実績0人) ※実績が0人のため、1人を目標とする。
	就労継続支援A型事業	1人	令和3年度移行実績の概ね1.29倍以上(令和3年度実績0人) ※実績が0人のため、1人を目標とする。
	就労継続支援B型事業	1人	令和3年度移行実績の概ね1.28倍以上(令和3年度実績0人) ※実績が0人のため、1人を目標とする。

項目		目標値	考え方
② 就労定着支援事業の利用者数【新規】		2人	令和3年度の就労定着支援事業の利用実績の1.41倍以上(令和3年度実績1人)
内 訳	就労移行支援事業	1人	令和3年度移行実績の1.31倍以上(令和3年度実績0人) ※実績が0人のため、1人を目標とする。
	就労継続支援A型事業	1人	令和3年度移行実績の概ね1.29倍以上(令和3年度実績0人) ※実績が0人のため、1人を目標とする。
	就労継続支援B型事業	1人	令和3年度移行実績の概ね1.28倍以上(令和3年度実績0人) ※実績が0人のため、1人を目標とする。

項目	目標値
③ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所【新規】	50%
④ 就労定着率7割以上の就労定着支援事業所	25%

② 達成に向けた取組

福祉施設から一般就労への移行については、就労移行支援事業の推進により、障がい者の適性に応じて福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労後も就労定着支援を利用することにより、就労に伴う困りごとなどに対する支援につなげていくことを目標とします。

また、関係機関や関係団体、民間企業等との連携を深め、農福連携等、多様な福祉的就労の場の開拓・確保に努め、就労意欲のある障がい者の雇用の充実に取り組みます。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

① 目標の設定

障害児支援の提供体制を整備するため、重層的な地域支援体制の構築、主に重症心身障害児を支援、医療的ケア児等支援に関する目標を設定します。

【国の基本指針(成果目標に関する事項の具体的な内容)】

- ◆ 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。
- ◆ 令和8年度末までに障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築する。
- ◆ 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とする。
- ◆ 令和8年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。【新規】

■ 成果目標

項目	目標値	考え方
① 児童発達支援センターの設置	1か所	圏域で事業実施体制の維持・継続を図る。
② 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築	構築	令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制構築について検討する。
③ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	圏域で1箇所以上確保することについて検討する。
④ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	令和8年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を圏域で設置する。
⑤ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置【新規】	配置	令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について検討する。

② 達成に向けた取組

障がいのある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、関係機関と連携して事業実施体制の維持・継続を図ります。

医療的ケア児への支援については、保健・医療・障害福祉、保育、教育の各分野の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

また、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置について検討します。

(6) 発達障がい者等に対する支援

① 目標の設定

現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定します。

【国の基本指針（成果目標に関する事項の具体的な内容）】

◆ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）を見込むことを基本とする。

■ 成果目標

項目	目標値	考え方	
① ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数 (保護者)	1人	令和8年度末までに、圏域の関係課・関係機関が連携し、実施を検討する。
	実施者数 (支援者)	1人	

項目	目標値	考え方
② ペアレントメンターの人数	1人	自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験した親を対象に、発達障がいのある子どもを子育てする親を支援するペアレントメンターとなるための研修の実施を検討する。
③ピアサポート活動への参加人数	1人	同じ障がいや疾病を抱える当事者同士が支え合う活動を支援する。

② 達成に向けた取組

保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ適正な対応ができるよう地域の関係機関や団体等と連携し、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の導入を検討します。また、ペアレントメンターやピアサポートの活動への参加を促進します。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

① 目標の設定

相談支援体制の充実・強化を図るため、総合的・専門的な相談支援の実施、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等に係る目標を設定します。

【国の基本指針(成果目標に関する事項の具体的な内容)】

- ◆ 令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- ◆ 地域づくりに向けた協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。**【新規】**

■ 成果目標

項目	目標値	考え方
① 基幹相談支援センターの設置	1か所	圏域で事業実施体制の維持・継続を図る。
② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	実施	障がい者等がより身近に相談できるよう相談支援体制の強化及び充実を図ります。
③ 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善 【新規】	構築	個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を圏域で確保する。

② 達成に向けた取組

基幹相談支援センターが地域の相談支援事業所等に対し、専門的指導、助言及び連携強化の取組を行えるよう、相談支援体制の充実・強化について協議・検討を進めます。

また、個別事例の検討を通して、地域課題を整理し、課題の解決に向けた地域サービス基盤の開発・改善の取組を協議体制の構築を図ります。

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 目標の設定

障がい福祉サービス等の多様化、サービス事業者の増加している中、より一層事業者が利用者に対して必要とするサービスを適切に提供することができるよう、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る目標を設定します。

【国の基本指針(成果目標に関する事項の具体的な内容)】

◆ 各都道府県や各市町村において、サービスの質を向上させるための体制を構築する。

■ 成果目標

項目	目標値	考え方
① 県が開催する障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	実施	千葉県が実施する各種研修への参加を促進します。
② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	構築	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を活用して事業所や関係自治体等と共有する体制を構築します。

② 達成に向けた取組

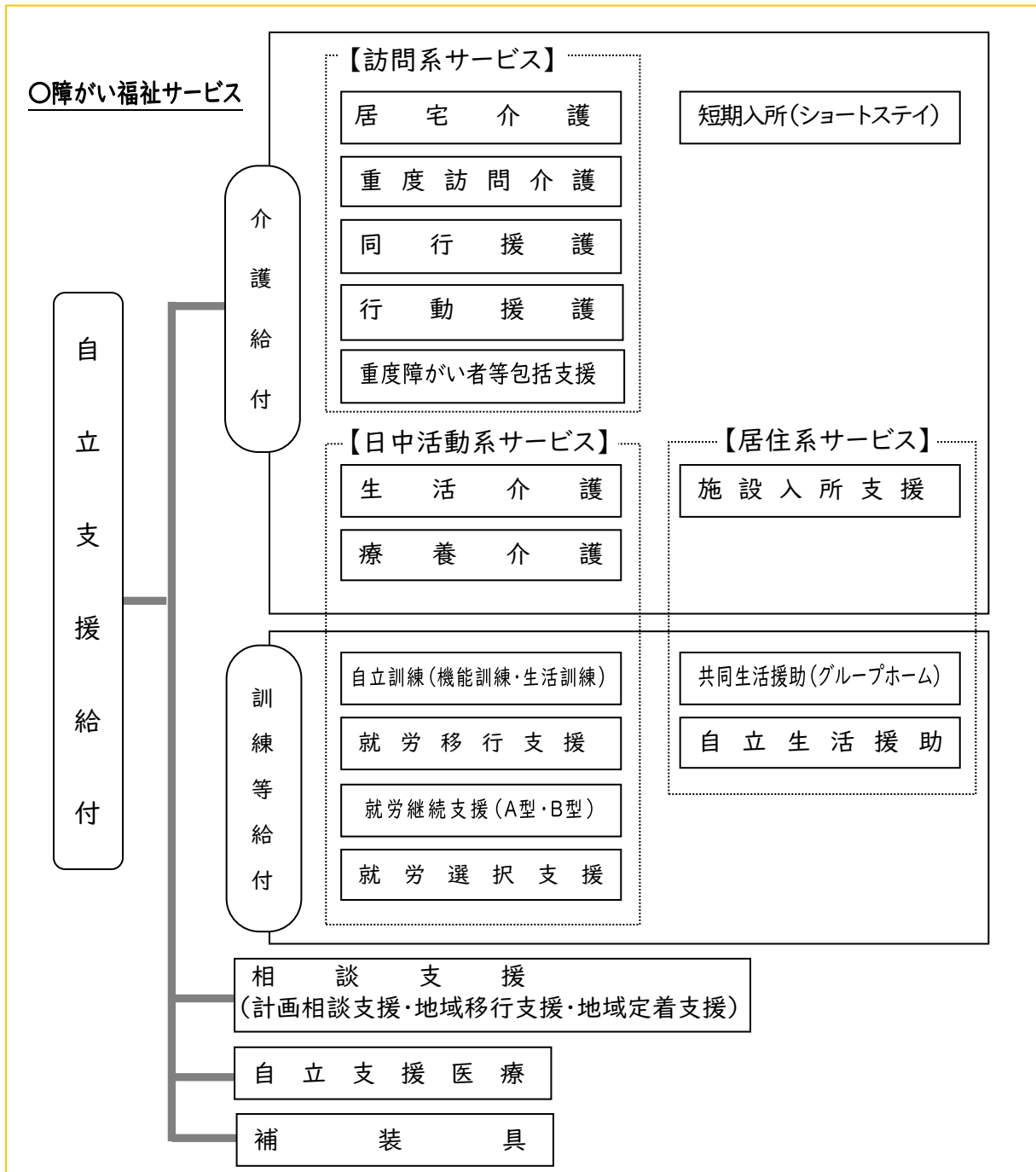
多様化している障がい福祉サービス等が円滑に実施され、利用者が真に必要なとするサービスが提供されるよう、情報把握に努めるとともに、県等が実施している各種研修等の受講促進を通じ、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に努めます。



第4章 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策

『第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画』における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス等について、種類ごとに実施に関する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

【障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の体系】



○地域生活支援事業

地域生活支援事業

※(任意事業)については、それぞれの地域の社会資源の状況、地理的条件、利用者の状況に応じて柔軟に実施した方が効率的・効果的であるとされているため、本町で実施していない事業もあります。

(必須事業)

理解促進研修・啓発事業

自発的活動支援事業

相談支援事業

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度法人利用支援事業

意思疎通支援事業等

日常生活用具給付等事業

手話奉仕員養成研修事業

移動支援事業

地域活動支援センター事業

(任意事業)

訪問入浴サービス事業

日中一時支援事業

その他日常生活支援
(生活サポート)

社会参加促進事業
(自動車運転免許取得・改造助成事業)

更生訓練費給付事業

知的障害者職親委託制度

○障がい児支援

障がい児支援

児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

居宅訪問型児童発達支援

障がい児相談支援

第1節 障がい福祉サービス

① 訪問系サービス

【事業の概要】

居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、居宅で入浴や排せつ、食事の介護などや外出時の移動の介護を行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な援護や外出時の移動の介護などを行います。
重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な方で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。

【実績と見込量】

サービス名	単位	実績 (令和5年度は実績見込)			第7期計画見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	時間	255	231	239	250	250	250
	人	18	18	13	15	15	15
重度訪問介護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
同行援護	時間	0	5	11	15	15	15
	人	0	1	2	2	2	2
行動援護	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	時間	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0

(時間:1か月の平均利用時間、人:1か月の平均実利用人数)

●訪問系サービスにおける見込み量確保の方策

- ◆ 全ての障がいに対応できる事業所やホームヘルパーの確保・養成に努めます。
- ◆ 重度訪問介護や重度障害者等包括支援に関しては、対象者が限られるため対象となる要件やサービスの内容について情報の周知を行い、サービスが利用しやすい体制を整えます。
- ◆ 同行援護や行動援護については、潜在的ニーズを把握し、サービス必要量の確保に努めます。

② 日中活動系サービス

【事業の概要】

生活介護	<p>常時介護等の支援が必要な障がいのある方を対象に、主として昼間に、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。</p>
自立訓練 (機能・生活訓練)	<p>地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上等の支援が必要な障がいのある方を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>身体機能向上のための「機能訓練」と生活能力向上のための「生活訓練」の類型があります。</p>
就労選択支援 【新規】	<p>障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。</p>
就労移行支援	<p>一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる障がいのある人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。</p>
就労継続支援 (A・B型)	<p>一般企業などに雇用されることが困難な障がいのある人を対象に、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。</p> <p>「A型(雇成型)」と「B型(非雇成型)」の類型があります。</p>
就労定着支援	<p>一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。</p>
療養介護	<p>病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする障がいのある方を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。</p>
短期入所 (福祉型・医療型)	<p>居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある方を対象に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。</p>

【実績と見込量】

サービス名	単位	実績 (令和5年度は実績見込)			第7期計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	日	589	568	500	500	500	500
	人	28	27	24	24	24	24
うち、重度障がい者 【新規】	人				1	1	2
機能訓練	日	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0
生活訓練	日	16	15	15	27	27	27
	人	1	1	1	2	2	2
うち、精神障がい者 【新規】	人				0	0	1
就労選択支援【新規】	人				0	1	1
就労移行支援	日	15	1	50	15	15	15
	人	1	1	1	1	1	1
就労継続支援 A 型 (雇用型)	日	43	39	23	25	25	25
	人	2	2	1	1	1	1
就労継続支援 B 型 (非雇用型)	日	594	656	480	670	670	670
	人	35	37	28	39	39	39
就労定着支援	人	1	1	0	1	1	1
療養介護	人	0	0	0	0	0	0
短期入所 (福祉型)	日	52	37	50	37	37	37
	人	4	3	3	3	3	3
うち、重度障がい者 【新規】	人				1	1	1
短期入所 (医療型)	日	12	8	10	13	13	13
	人	2	2	1	2	2	2

(日:1か月の平均利用延日数、人:1か月の平均実利用人数)

●日中活動系サービスにおける見込み量確保の方策

- ◆ 地域での生活を進めていくうえでは、日中活動の場が必要となります。そのため、サービス利用希望者を把握するとともに、利用希望者に事業者情報を提供していきます。
- ◆ 就労支援については、庁内の関係各課や関連機関、サービス提供事業所や町内の企業等も連携して、障がいのある人の雇用の創出に努めます。また、障害者優先調達法に基づく障害者就労支援施設等からの物品等調達方針を策定し、運営の強化や工賃向上に関する取り組みを積極的に行います。
- ◆ 短期入所については、突発的なニーズに対応できるよう、身近な地域において、サービス提供体制の整備に努めます。
- ◆ 日中活動系サービスと居住系サービスを相互に利用する障がいのある人のために、事業所ごとのネットワーク体制の構築に努めます。

③ 居住系サービス

【事業の概要】

自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助等を受けていた障がい者や、家族から独立し単身生活を希望する障がい者が対象となります。 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対し、主に夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活の支援を行います。

【実績と見込量】

サービス名	単位	実績 (令和5年度は実績見込)			第7期計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	0
うち、精神障がい者	人	0	0	0	0	0	0
施設入所支援	人	14	14	12	12	13	13

(人:1か月の平均実利用人数)

【実績と見込量】

サービス名	単位	実績 (令和5年度は実績見込)			第7期計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	21	25	24	25	25	25
うち、精神障がい者	人	0	0	0	1	1	1
うち、重度障がい者 【新規】					1	1	1

(人:1か月の平均実利用人数)

●居住系サービスにおける見込み量の確保の方策

- ◆ 施設入所支援については、現在本町で利用実績のある施設と連携をとり、提供体制の確保を行うほか、障がい支援区分の判定により、サービスを必要とする障がいのある人が利用できるよう努めます。
- ◆ 共同生活援助(グループホーム)については、障がいのある人の地域移行を進めるためには、今後も整備が必要となるため、地域の理解を深めながら整備していくとともに空き家など社会資源の活用を検討し、生活の場の確保に努めていきます。
- ◆ 日中活動系サービスと居住系サービスを相互に利用する障がいのある人のために、事業所ごとのネットワーク体制の構築に努めます。

④ 相談支援

【事業の概要】

計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を利用する方に、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡・調整、支給決定後の計画のモニタリングを行います。
地域移行支援	施設入所や入院等をしている方に対して、住居の確保や、地域生活への移行等について、相談などの必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている方や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない方に対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡・相談などの支援を行います。

【実績と見込量】

サービス名	単位	実績 (令和5年度は実績見込)			第7期計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	23	23	15	23	23	23

(人:1か月の平均実利用人数)

【実績と見込量】

サービス名	単位	実績 (令和5年度は実績見込)			第7期計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人	0	0	2	2	2	2
うち、精神障がい者	人	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人	0	1	1	2	2	2
うち、精神障がい者		0	1	1	1	1	1

(人:1か月の平均実利用人数)

●相談支援における見込み量の確保の方策

- ◆ 個々の障がいのある方がライフステージを通して総合的・計画的に支援を受けることができるよう、相談支援やコーディネートに関する仕組みづくりを目指します。
- ◆ 利用者本位のケアマネジメントが展開できるよう、長生郡市総合支援協議会を核として指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、サービス事業所、関係機関等とのネットワーク化を進め、相談支援体制の確立を目指すとともに、入所施設や病院等との連携により、早期からの相談につなげるような体制を整備します。
- ◆ ケアマネジメントを担う人材を確保するとともに、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員の育成を促進します。
- ◆ 千葉県が実施する専門的・広域的な相談支援との連携を強化し、地域の相談支援機能の充実を図ります。

⑤ その他の障がい福祉サービス

精神通院医療	精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に受けている人が、指定医療機関で治療上必要な医療を受けるとき支給されます。
更生医療	18歳以上で身体障害者手帳をお持ちの人が、障がいの軽減や職業能力の増進を図るために必要な医療を受けるとき支給されます。
育成医療	身体障がいのある18歳未満の児童が、確実な治療効果が期待できる場合に、その障がいの除去もしくは軽減を図るための医療費を受けるとき支給されます。
療養介護医療	医療が必要で、なおかつ常時介護を必要とする身体障がい者が医療施設からサービス(療養介護)を受けた際に、それに要した医療費用の一部を支給します。
補装具費	補装具(身体機能を補完・代替し、かつ長時間にわたり継続して使用されるもの)の購入・修理時にかかる費用の支給を行います。

第2節 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が障がい福祉サービス等を利用しながら、地域で自立した生活ができるよう、各種の相談や必要な情報の提供と助言、虐待の防止等のための権利擁護、また意思疎通や移動を円滑にするための支援などを町などが自主的に行う事業です。

また、地域生活支援事業には、必ず実施することとされている事業「必須事業」と地域の実情等により自主的に取り組むその他の事業「任意事業」があります。

本町においては、今まで実施していた事業を引き続き地域生活支援事業の枠組みの中で実施し、実施していない事業については、障がいのある人のニーズや課題等を勘案し、事業の実施について検討します。

必須事業【事業の概要】

① 理解促進研修・啓発事業	地域住民を対象にして、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を行います。
② 自発的活動支援事業	障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策活動、ボランティア活動等）を支援します。
③ 相談支援事業	障がいのある人やその介助・支援者などからの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービス利用の支援等を行う事業です。
④ 成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の普及啓発を図るとともに、関係機関との地域連携体制を構築し、判断能力が十分でない障がいのある人の保護、支援を図ります。
⑤ 成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援します。
⑥ 意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。
⑦ 日常生活用具給付等事業	障がいのある人の日常生活がより円滑に行われるよう用具の購入及びその取付工事に要する費用の助成を実施します。
⑧ 手話奉仕員養成研修事業	日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。
⑨ 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進する事業です。本町では、個別支援型のサービスを提供します。
⑩ 地域活動支援センター事業	基礎的事業として、施設において創作的活動、生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するための支援を行います。 また、基礎的事業に加え、センターの機能強化を図る事業を実施する場合には、その内容に応じてⅠ型からⅢ型に分けられます。

① 理解促進研修・啓発事業

【実績と見込み】

事業名	単位	実績 (令和5年度は実績見込)			第7期計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

●見込み量確保の方策

- ◆ 今後、地域社会の住民に対する精神障がいのある人や内部障がいのある人等に対する理解促進や意識啓発を行い、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を図ります。

② 自発的活動支援事業

【実績と見込み】

事業名	単位	実績 (令和5年度は実績見込)			第7期計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有

●見込み量確保の方策

- ◆ 事業の周知・啓発を行うとともに、事業を実施するための体制整備を図ります。

③ 相談支援事業

【相談支援事業について】

基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設です。(市町村が必要に応じて設置することができるとされています。)
基幹相談支援センター機能強化事業	基幹相談支援センター等機能強化事業は、専門知識を有する職員を配置し、相談支援機能の強化を図るものです。
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等にかかる支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。

【実績と見込み】

相談支援事業	単位	実績 (令和5年度は実績見込)			第7期計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	実施の有無	無	無	無	無	無	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

●見込み量確保の方策

- ◆ 相談支援事業については、町健康福祉課で実施しているほか、「長生地域生活支援センター」と「社会福祉法人九十九会」にも委託し実施しておりますが、新たに地域生活支援事業実施要綱に定められた「基幹相談支援センター」の設置について検討します。
- ◆ 周辺市町村との連携のもと、指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、サービス提供事業所、関係機関とのネットワーク化を図るため、中核的な役割を果たす協議の場として、長生郡市総合支援協議会を運営し、長生地域を圏域とした相談支援体制のあり方を検討します。
- ◆ 障がい者虐待事案の解決に関しては、地域包括支援センターなどの関係機関・団体等との連携を図りながら迅速に対応します。
- ◆ 障害者差別解消法の施行に向けて、国・県からの情報に注視しながら、差別解消に向けての体制づくりを進めます。

④ 成年後見制度利用支援事業

【実績と見込み】

事業名	単位	実績 (令和5年度は実績見込)			第7期計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	利用者の有無	有	有	有	有	有	有

●見込み量確保の方策

- ◆ 関係機関と連携しながら、制度の周知を図ります。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

【実績と見込み】

事業名	単位	実績 (令和5年度は実績見込)			第7期計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

●見込み量確保の方策

- ◆ 早期実施に向けて検討し、市民後見のありかたについては、関係機関と連携しながら、調査・研究を行っていきます。

⑥ 意思疎通支援事業

【意思疎通支援事業について】

手話通訳者派遣事業	聴覚に障がいのある人がその他の者と話すとき、意思疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣します。
要約筆記者派遣事業	聴覚に障がいのある人に、話の内容をその場で文字にして伝える要約筆記者を派遣します。

【実績と見込み】

意思疎通支援事業	単位	実績 (令和5年度は実績見込)			第7期計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	利用者数	2	2	1	2	2	2
要約筆記者派遣事業	利用者数	0	0	0	1	1	1

(利用者数:実利用者数)

●見込み量確保の方策

- ◆ 手話通訳者及び要約筆記者の派遣については、社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会に委託し、実施します。
- ◆ 手話通訳者の設置については、今後のニーズに応じて検討していきます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

【日常生活用具給付等事業について】

用具の名称	内 容
介護・訓練支援用具	障がいのある人等の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いる椅子等の用具
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がいのある人用屋内信号装置その他の障がいのある人等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計その他の障がいのある人等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭等その他の障がいのある人等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ装具その他の障がいのある人等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品
住宅改修費	手すりの取付け床段差の解消等、障がいのある人等の居宅生活動作等を円滑にするための小規模な住宅改修に伴う費用の助成

【実績と見込み】

日常生活用具 給付事業	単位	実 績 (令和5年度は実績見込)			第7期計画見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護・訓練支援用具	給付 件数	0	2	3	3	3	3
自立生活支援用具	給付 件数	1	5	5	5	5	5
在宅療養等支援用具	給付 件数	0	0	2	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	給付 件数	2	2	2	2	2	2
排泄管理支援用具	給付 件数	288	309	300	300	300	300
住宅改修費	給付 件数	2	1	2	2	2	2

●見込量確保の方策

- ◆ 日常生活用具給付等事業の周知に努め、利用の促進を図ります。
- ◆ 安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

【実績と見込み】

事業名	単位	実績 (令和5年度は実績見込)			第7期計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	受講(登録)見込者数	1	0	0	1	1	1

●見込量確保の方策

- ◆ 平成27年度から長生圏域7市町村共同で、2年間の養成講座を実施しています。

⑨ 移動支援事業

【実績と見込み】

事業名	単位	実績 (令和5年度は実績見込)			第7期計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人	3	3	4	5	5	5

(人:実利用者数)

●見込み量確保の方策

- ◆ 本事業の周知を図り、実施事業所の充実に努めます。

⑩ 地域活動支援センター事業

【地域活動支援センター事業について】

地域活動支援センター I 型	基礎的事業のほか、専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発事業を実施します。1日当たりの実利用人員は概ね20人以上です。
地域活動支援センター II 型	基礎的事業のほか、地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。1日当たりの実利用人員は概ね15人以上です。 (旧体系のデイサービス事業所、小規模通所授産施設、心身障害者小規模作業所等の移行を想定。)

【地域活動支援センター事業について】

地域活動支援センター Ⅲ型	<p>小規模作業所などの移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが移行の要件となります。1日当たりの実利用人数は概ね10人以上です。</p> <p>(心身障害者小規模作業所、精神障害者共同作業所等の移行を想定。)</p>
------------------	--

【実績と見込み】

地域活動支援センター事業	単位	実績 (令和5年度は実績見込)			第7期計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
I型	箇所	1	1	1	1	1	1
II型	箇所	0	0	0	0	0	0
III型	箇所	0	0	0	0	0	0

●見込量み確保の方策

- ◆ 地域活動支援センターI型については、「長生地域生活支援センター」に相談支援事業等を併せて委託しています。
- ◆ 地域活動支援センターII型及びIII型については、長生圏域にはありませんので見込まないことにしました。

任意事業【事業の概要】

訪問入浴サービス事業	<p>地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。</p>
日中一時支援事業	<p>在宅で介護している家族の就労及び一時的な休息のため、一時的に見守り等の支援が必要と認められる障がいのある人の日中における活動の場を確保し、日常的な訓練や支援を行います。</p>
自動車運転免許取得・改造助成事業	<p>障がいのある人の就労など社会活動への参加を促進するため、自動車運転免許の取得及び自動車の改造をする際に要する費用の一部を助成します。</p>

※その他の事業(任意事業)は、その地域の資源や特性などの実情により、町が自主的な判断により実施することができる事業で、障がい福祉サービス、地域生活支援事業の必須事業と組み合わせて実施することにより、効果的なサービス提供が可能な事業です。

【実績と見込み】

日常生活用具 給付事業	単位	実績 (令和5年度は実績見込)			第7期計画見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴サービス事業	人	1	1	1	1	1	1
日中一時支援事業	人	4	8	6	6	6	6
自動車運転免許取得・改造費助成事業	人	1	0	1	1	1	1

(人:実利用者数)

●見込み量確保の方策

- ◆ 任意事業については、引き続きその事業水準を保てるように事業を実施します。
- ◆ 事業の情報提供に努め、必要な方がサービスを利用できる環境の整備を図ります。
- ◆ 今まで実施していない事業についても、必要に応じて近隣市町村と連携し、サービス事業所及び県など関係機関と協議のうえ、事業実施に向けて検討します。

第3節 障がい児福祉サービス

① 障がい児通所支援

【事業の概要】

児童発達支援	身体・知的・精神(発達障がいを含む。)の障がいのある児童及び難病を持つ児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由な障がいのある児童に対し、国が指定する医療機関に通わせ、上記児童発達支援の内容及び治療を行います。(※令和6年4月1日より児童発達支援に一元化)
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のための訓練を継続的に行い、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中または今後利用する予定の障がいのある児童に対して、保育所等を訪問することにより集団生活に適応するための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対する居宅を訪問して発達支援を行います。

② 障がい児相談支援

【事業の概要】

障がい児相談支援	<p>○障害児支援利用援助</p> <p>障害児通所支援の申請に係る支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後にサービス事業所等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。</p> <p>○継続障害児支援利用援助</p> <p>支給決定されたサービス等の利用状況を検証（モニタリング）し、サービス事業所等との連絡調整などを行います。</p>
----------	---

【実績と見込み】

障がい児支援	単位	第2期障がい児計画見込量 (令和5年度は実績見込)			第3期障がい児計画見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	日	35	39	45	50	50	50
	人	4	4	3	5	5	5
医療型児童発達支援	日	0	0	0			
	人	0	0	0			
放課後等デイサービス	日	123	173	170	170	170	170
	人	11	17	11	13	13	13
保育所等訪問支援	日	1	1	1	1	1	1
	人	1	1	1	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	日	0	0	4	5	5	5
	人	0	0	1	1	1	1
障害児相談支援	人	5	7	3	7	7	7

(日:1か月の平均利用延日数、人:1か月の平均実利用人数)

○障がい児支援における見込み量確保の方策

- ◆ 地域唯一の児童発達支援センターを運営している社会福祉法人九十九会との連携を図り、障がいのある児童が住み慣れた地域や通い慣れた地域で活動できる場を確保します。

また、周辺事業所の新規参入も働きかけ多様な事業主体によるサービス提供体制の充実を図ります。

- ◆ 障がいのある児童の支援については、町の関係各課及び関係機関との連携を密にし、子ども・子育て支援事業計画との連携を図り、きめ細かな支援ができるよう推進していきます。

第5章 計画の推進

1. 推進体制の整備

長生郡市総合支援協議会を中心として、長生圏域市町村、サービス提供事業者、関係機関等と連携し、協働して計画を推進する体制を整備してまいります。

2. 障がい福祉サービスや本計画に関する情報の提供

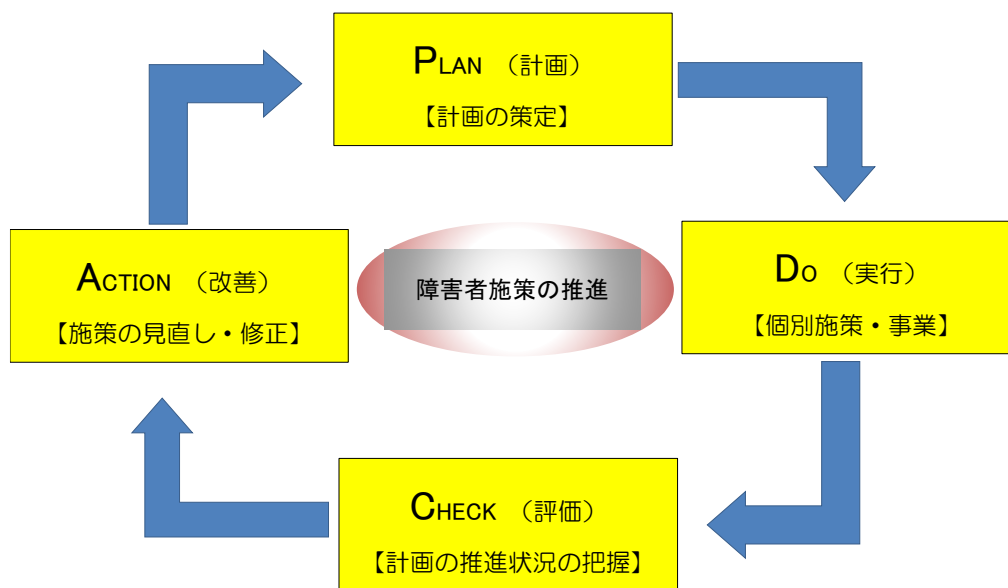
サービス内容や利用の手続き等の情報を、町の広報紙やホームページ等を通じて情報提供を図るとともに、より一層障がい者施策の普及、啓発に努めます。

3. 計画達成状況の点検および評価

「障害者総合支援法」において、PDCA サイクルにそって障がい福祉計画を見直すことが規定されたことを受け、計画の中で PDCA サイクルを明示、それにとまなう指標の精査を行い計画目標の達成を高めます。

また、他の計画等に変更があった場合は、適宜見直しを図ります。

■ PDCA サイクルのプロセス



4. 法令改正等に対する対応

今後、法令等の改正、障がいのある人のニーズの変化、財政状況等に応じ、施策の種類・内容、サービスの必要量、サービスの確保のための方策を見直し、必要に応じた計画の弾力的な運用に努めていきます。

なお、制度の見直しや創設等に際して、障がいのある人が適切にサービスを利用できるようにしていくため、必要な情報を提供する体制づくりに努めていきます。

計画内容の周知に努め、計画への町民の理解と協力を進めていきます。また、関係団体、事業所等との連携により計画を推進していきます。

2023年11月21日

長生郡市障害福祉担当課課長 様

長生郡市総合支援協議会幹事会
幹事長 渋沢 茂

障害者基本計画等策定にあたっての意見

- ① 基幹相談支援センターについて
 - ・設置を目指してほしい。
- ② 地域生活支援拠点について
 - ・設置を目指してほしい。
- ③ 事業所の質について
 - ・児童から成人に亘って、重度の方を受け入れる事業所が少ない。
 - ・児童から成人までの事業所の質を向上させる取り組みを考えてほしい。
- ④ 相談支援事業所の不足
 - ・児童から成人までの相談支援事業所が足りていない。方策を考えてほしい。
 - ・児童から成人の事業にスムーズに移行できないこともある。
- ⑤ 医療的ケア児等について協議の場を設置してほしい。
- ⑥ 児童の資源について
 - ・児童が使える社会資源が足りない。充足の方法を考えたい。
- ⑦ 障害者の働く場の拡充

白子町障害者計画及び障害福祉計画策定委員名簿

	選出区分	氏名	備考
1	障害者関係団体の代表者	松本和夫	白子町障がい者福祉会 会長
2	障害者関係団体の代表者	谷越京美	障害児母の会 レインボークラブ 会長
3	相談支援団体の長	渋沢茂	長生中核地域支援センター ひなた センター長
4	相談支援団体の管理者	橋本義隆	長生地域生活支援センター 管理者
5	就労継続支援施設の管理者	吉田ひろ子	NPO 法人ラポール・ほのか 施設管理者
6	医療の代表	安藤五徹	安藤医院 院長
7	雇用・就労関係者	片岡亮子	特別養護老人ホーム はまひるがお 事務長
8	議会代表	大塚貴充	白子町議会議員 厚生文教常任委員会副委員長
9	関係行政機関の職員	片岡秀樹	健康福祉課長
10	権利擁護	豊田一郎	行政書士

障がいに関する用語集

【あ行】

育成医療

身体に障がいのある児童の健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療。以前は児童福祉法に基づく制度であったが、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、2006（平成18）年4月からは、自立支援医療の一種として位置づけられている。

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳等の方法により、障がい者と他者との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業。障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業などがある。

移動支援

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、社会生活において必要な外出や余暇活動等の社会参加のための外出時の移動を支援すること。

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療管理室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がい児のこと。

インクルージョン

インクルージョンという言葉は、本来「包含、包み込む」ことを意味する。このような意味を持つインクルージョンは、教育及び福祉の領域においては、「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念として捉えられている。

【か行】

ガイドヘルパー

主に、障がい者に対し外出時の移動の介護等外出時の付き添いを専門に行うホームヘルパーのことで、重度の視覚障がい者や脳性まひ者等全身性障がい者、知的障がい者、精神障がい者において、社会生活上外出が不可欠なとき、余暇活動等社会参加のための外出をするとき、適当な付き添いを必要とする場合に派遣される。

基幹相談支援センター

総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・定着、地域の相談支援体制の強化の取組み等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

居宅介護

障がい福祉サービスのひとつ。居宅において、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。

強度行動障がい

多動、自傷、異食など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示し、日常生活を営む上で著しく困難な状態をいう。

グループホーム

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

計画相談支援

障害者総合支援法において、サービス利用支援及び継続サービス利用支援のことをいう。

継続サービス利用支援

障害者総合支援法において、継続して障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、その変更等を行うことをいう。

権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。

言語聴覚士

コミュニケーション障がいや摂食嚥下（食べる・飲む）障がいのある人に対して相談・評価・訓練・指導などを行う専門職。医療や教育、保健、福祉などさまざまな分野で他職種と連携をとりながら専門的なサービスの提供を行う。

後見人

適正な財産管理や法律行為を行使できない者に対して、財産管理や監護をする人。後見人には、親権者等がいない未成年者を保護するための未成年後見人と判断能力が不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を保護するための成年後見人の二つがある。

高次脳機能障がい

脳損傷に起因する認知障がい全般をさし、日常生活又は社会生活に制約があるものが対象。主な症状としては、失語、失行、失認のほか記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がいなどが生じる。

更生医療

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療。以前は、身体障害者福祉法に基づく制度であったが、2006（平成 18）年4月からは、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、自立支援医療の一種として位置づけられている。

行動援護

障がい福祉サービスのひとつ。行動上の困難があり、常時介護を必要とする障がい者に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護を行う。

合理的配慮

障がいの有無にかかわらず平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

【さ行】

施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う。

児童発達支援

障がい児通所支援のひとつ。未就学児を対象として、事業所に通所し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練や相談支援等を行う地域における中核的な支援施設であり、福祉サービス等を行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて医療の提供を行う「医療型」がある。

児童福祉法

児童が良好な環境において生まれ、且つ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。

重層的支援体制事業実施計画

既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応した包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施する社会福祉法の規定に定められた計画。

就労移行支援

障がい福祉サービスのひとつ。一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。

就労継続支援

障がい福祉サービスのひとつ。一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行う。

なお、雇用契約を結び利用するA型と、雇用契約を結ばないで利用するB型の2種類がある。

就労選択支援

障がい福祉サービスのひとつ。障がい者が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、能力や適性を評価し、就労時の必要な配慮を整理することで、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択支援を行う。

就労定着支援

障がい福祉サービスのひとつ。就労移行支援等の利用を経て、一般就労した障がい者が職場に定着できるよう、助言・指導等の支援をする。

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を表すもので、医学的な診断名ではなく、児童福祉法の規定による呼び方。

重度心身障がい児(者)

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複している障がい者又は障がい児。

重度訪問介護

障がい福祉サービスのひとつ。常時介護を必要とする重度の障がい者に対し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。

重度訪問看護支援事業

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の介助者が一息つける時間等を確保するため、医療保険制度等による訪問看護を利用したときに、看護師による対応を年間48時間まで延長して利用できるようにする事業。

障害児相談支援

障がい児通所支援のひとつ。障がい児が障がい児通所支援を利用する際、本人や家族の意向、総合的な援助方針、将来の目標等を勘案し、希望する暮らしの実現に向け、障がい児支援利用計画を作成する。

障害者基本計画

障害者基本計画は障害者基本法第11条第1項に基づき、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる障がい者のための施策の最も基本的な計画として位置付けられる。

障害者基本法

障がい者の自立および社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的とした法律。この法律により障がい者の自立および社会参加の支援に関する基本理念や国、地方公共団体の責務が定められた。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

障がい者に対する虐待がその尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者虐待の防止が極めて重要であること等から、虐待の禁止、予防及び早期発見等の虐待の防止に関する国等の責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援等を定めることにより、障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。通称「障害者虐待防止法」。

障がい者計画

障害者基本法第11条の規定に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている法定計画。都道府県及び市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該都道府県及び市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画である。

障害者の権利に関する条約

障がい者の人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進、保護し、並びに障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする国際条約。2006（平成18）年12月13日、第61回国際連合総会において採択され、日本は2007（平成19）年9月28日に署名をした。前文と本文50条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がい者に他者との均等な権利を保障することを規定している。

障害者の雇用の促進等に関する法律

障がい者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障がい者を雇用するように義務づけるなど、障がい者の職業の安定を図るためにさまざまな規定を設けている。「障害者雇用促進法」とも呼ばれる。

障害者差別解消法

障害者差別解消法は、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障がい保健福祉施策を講ずることを趣旨として、障害者自立支援法を改正する形で創設された。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

障害者優先調達推進法

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が正式名称。国や地方公共団体等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的として、平成25年（2013年）4月に施行された。

ジョブコーチ

障がい者が職場に適応することを容易にするために援助を行う人のこと。ジョブコーチが派遣されることにより、職業習慣の確立や障がい特性に関する理解促進などの人的支援等が実施され、障がい者の就職及び職場定着の促進が図られる。

自立訓練

障害者総合支援法においては、訓練等給付の対象として行われる必要な訓練を指す。日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な訓練が行われる。自立支援給付の対象とされる。身体障がい者を対象とする「機能訓練」と知的障がい者及び精神障がい者を対象とする「生活訓練」に分かれる。

自立支援協議会

障がい者の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障がい者・その家族、障がい福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、地方公共団体が単独または共同して設置する。自立支援協議会を設置した都道府県及び市区町村は、障がい福祉計画を定め、または変更しようとする場合、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない。なお、障害者総合支援法においては、単に「協議会」という名称で規定されている。これは、地域の実情に応じて定められるよう、名称を弾力化したためである。

身体障害者福祉法

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障がい者を援助し、必要に応じて保護し、身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする法律。この法律では、具体的な更生援護として、身体障害者手帳の交付、診査、更生相談、障がい福祉サービスの提供などを定めている。

生活介護

障がい福祉サービスのひとつ。常時介護を必要とする障がい者に、日中の入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

精神通院医療

精神障がい者の適正な医療の普及を図るため、精神障がい者に対し、病院等へ入院することなく行われる精神障がいの医療。以前は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく制度であったが、障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行に伴い、2006（平成18）年4月からは、自立支援医療の一種として位置づけられている。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

精神障がい者の医療・保護、社会復帰の促進、自立への援助、発生の予防などを行い、福祉の増進と国民の精神的健康の向上を図ることを目的とする法律。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。1999（平成11）年の民法の改正等において、従来禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。

成年後見人

精神上の障がいにより判断能力に欠けるとして、家庭裁判所により後見開始の審判を受けた者（成年被後見人）の財産に関するすべての法律行為について代理権を有する者。

相談支援

障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正により、2012（平成24）年4月から、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられた。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を特定相談支援事業という。

相談支援専門員

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

【た行】

地域移行支援

障害者総合支援法において、障がい者支援施設、のぞみの園等に入所している障がい者、または精神科病院に入院している精神障がい者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を供与することをいう。

地域活動支援センター

障がい者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する場。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられる。

地域相談支援

障害者総合支援法において、地域移行支援及び地域定着支援のことをいう。

地域定着支援

障害者総合支援法において、居宅において単身生活をする障がい者に対する常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談等を供与することをいう。

地域福祉計画

地域の福祉施策について、各自治体における方針や整備すべき社会福祉サービスなどについて目標が明記されたもの。社会福祉法において地域福祉の推進が求められ、施設福祉中心であった従来の福祉制度の見直しが行われている。

同行援護

障がい福祉サービスのひとつ。視覚障がい者が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行う。

特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障がいがあり、日常生活において常に特別な介護を必要とする人に対して支給される手当。本人や扶養義務者等の前年の所得が一定以上ある場合は、支給制限がある。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、障がい児の父母が当該児童を監護するとき、または当該児童の父母が監護しない場合に父母以外の者が養育するとき、父母または養育者に支給される手当。支給対象となる児童は、20歳未満の障がい児であり、障がいの程度により、1級および2級に区分されている。手当額は障がいの程度（1級、2級）に応じた額となっており、受給資格者の前年の所得が一定以上の場合は支給制限がある。

【な行】

難病

原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病、経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介護などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。

農福連携

農福連携とは、障がい者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組のこと。

農福連携に取り組むことで、障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につながる可能性もある。

また、農業と福祉（障がい者）の連携という狭い意味で捉えられがちだが、農の向こうには農林水産業や6次産業などがあり、福の向こうには障がい者だけでなく、高齢者、生活困窮者、触法障がい者など社会的に生きづらさがある多様な人々が包摂される。

2019年6月に発信された農福連携等推進ビジョンでは、「農福連携を、農業分野における障がい者の活躍促進の取組にとどまらず、ユニバーサルな取組として、農業だけでなく様々な産業に分野を広げるとともに、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労・社会参画支援、犯罪・非行をした者の立ち直り支援等にも対象を広げ、捉え直すことも重要である。」と明記された。その後、多くの場面で「農福連携」から「農福連携等」と表現されるようになった。その背景には、農と福のもつ意味の広がりが生み出す新たな価値への期待が込められている。

ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常のものであり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

【は行】

発達障がい

発達障害者支援法においては、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

パブリックコメント

市町村の政策を決めるときに、その原案を市町村民に公表し、市町村民からの意見を求める手続のことをいう。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

フレイル

加齢により心身の機能が低下してきた「健康と要介護の中間」の状態。予防や治療を行うことで、より健康な状態に戻ることが可能となる。

ピアサポート

障がいや疾病のある人が自らの経験に基づき、同じ障がいや疾病のある人に対して相談支援等を行うことをいう。

また、ピアサポートを行う人を、ピアサポーターという。

PDCAサイクル

計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（action）の4段階の活動を繰り返し実施し、継続的にプロセスを改善していく手法。

ペアレント・トレーニング

保護者を対象に、環境調整や子供への肯定的な働きかけについて、ロールプレイ等を通して学び、保護者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子供の適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つ。

ペアレント・メンター

自らも発達障がいを抱える子どもの子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指す。同じような発達障がいを抱える子どもをもつ親に対し、共感的な支援を行い、地域資源についての情報提供を行う。

ヘルプカード

障がい者等の連絡先や障がい特性、支援してほしい内容等が記載でき、障がい者等が普段から身につけておくことで、緊急時や災害時等で困ったときに、周囲の配慮や手助けを得やすくなるための目的で作成されたカードのこと。

保育所等訪問支援

障がい児通所支援のひとつ。保育所など障がい児が集団生活を営む場を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。

放課後等デイサービス

障がい児通所支援のひとつ。授業の終了後または学校の休業日に事業所に通所し、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う。

放課後児童室

保護者が就労、疾病などのため昼間不在状況となる児童を対象に、放課後に学校施設などを利用して適切な遊びおよび生活の場を与えるために設置。

【ま行】

モニタリング

中間評価ともいわれ、計画どおりに支援が展開されているかどうか、計画された支援が効果をあげているかどうかなど、支援の経過を観察するもの。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢や障がいの有無、国籍や民族などにかかわらず、すべての人が利用しやすいように環境・建物・施設・製品などをデザインすること。

要約筆記者

聴覚障がい者への情報保障手段の一つとして、話している内容を要約し、文字として伝える人のこと。

【ら行】

レスパイト

主に介護を必要としている人をもつ家族が、一時的に一定の期間、介護から開放され心身の疲れを回復し自由時間を確保するための休息、休養のことをいう。

【わ行】

ワンストップサービス

行政上の様々な手続きを、一度に行える仕組みのことを指す。





白子町

第7期白子町障がい福祉計画
第3期白子町障がい児福祉計画

発行日 令和6年3月
発行 白子町

〒299-4292
千葉県長生郡白子町関 5074 番地 2
TEL 0475-33-2111 (代表)
<http://www.town.shirako.lg.jp/>